

会 告

一般社団法人日本形成外科学会専門医資格更新審査についての公示

2023年6月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
専門医生涯教育委員会
委員長 野口 昌彦

日本形成外科学会は、2023年度専門医資格更新審査を形成外科領域専門医制度専門医生涯教育細則に基づき下記の要領で実施いたします。

なお、専門医資格更新のための学術研修会の各点数・単位等は形成外科領域専門医制度専門医生涯教育細則の別表に記載されております。

1. 専門医資格更新審査申請が必要な方

本年度専門医資格更新審査申請が必要な方は、a) 2019年4月1日に専門医更新を行った者、b) 2019年4月1日に専門医資格を取得した者（専門医番号の上二桁が17の者）、他以下のc)に該当する方です。

なお、詳細は形成外科領域専門医制度専門医生涯教育細則をご確認ください。

a) 【2019年4月1日専門医資格更新者】

(2度目・3度目・4度目の更新対象者)・敬称略

會沢 哲士	浅見 崇	足立 恵理	姉川 美奈	伊方 敏勝	池田 憲一
池村光之介	諫山 哲也	石井麻衣子	石桜 寛芳	井上 真一	井原 玲一
今泉 明子	岩永 紘征	上田 真帆	上原 恵理	宇津木龍一	宇根 千尋
遠藤 剛史	大島 梢	大島希実子	大島 将之	大杉 育子	大坪 美穂
大西 薫	大山 拓人	岡橋 怜	岡部 圭介	尾崎裕次郎	小野健太郎
小野澤久輔	親松 宏	門田 英輝	釜野 弥生	川島 麻友	菊池 和希
北村奈都子	木下 将人	木村 健作	木村 知己	草田 朗子	窪 昭佳
久保麻衣子	桑田 知幸	桑原 大彰	桑原 大樹	桑原 真紀	恋水 謙源
神山 圭史	小久保健一	越宗靖二郎	駒井慎次郎	今野 曜子	五反田希和子
齋藤 八十	勾坂 正信	佐藤 顕光	佐藤 秀吉	佐野 仁美	志藤 宏計
渋谷 麻衣	白澤 保子	末貞 伸子	杉本 佳陽	清家 志円	高木美奈子
高久 暢	高田 悟朗	高原 厚子	高山 昌賢	武田玲伊子	田中 宏明
谷 聰柄	田幡 雅彦	玉田 崇和	辻子 祥子	綱島 千春	東郷智一郎
戸所 健	鳥海 正博	道本真由子	中桐 僚子	中嶋 幸仙	永井 宏治
永田 武士	奈良 慎平	西浦 蘭子	橋口晋一郎	林 京子	林 殿聰
葉山佐和子	原 伽倻	朴 寿恵	樋口 朋子	父川 興一	福嶋 正則
福永 豊	福場美千子	藤井 貴子	渕上 淳太	本田 進	政岡 浩輔
増田 洋祐	松田 佳歩	松本由希子	丸山 陽子	三浦 孝行	南 享介
三原 尚子	三原 誠	宮地 有理	向井 裕子	柳下 幹男	柳澤 大輔
山口 憲昭	山田 哲生	大和 良輔	山脇 孝徳	湯田 竜司	横井 恵
横溝 香奈	吉井 聰佳	吉澤 秀和	吉田 一暁	吉本 聖	若槻 華子
蕨 雄大					

b) 【2019年4月1日専門医資格取得者】

(1度目の更新対象者)・敬称略

赤松 誠之	秋本倫太郎	足立 真実	新井 美波	安藤えりか	安藤 玲奈
池 大官	池田 果林	石浦 良平	石川 昂央	石川 早紀	石野憲太郎
石原 崇圭	石原(堀越)久子	石山 智子	出雲崎亜紀子	市川 佑一	一条 英里
市原 佑紀	伊藤明日香	稻富 裕佑	稻本 和也	伊原 淳	上木原達哉
上田 美怜	上野真理恵	内堀 貴文	宇都宮(高橋)夏子	梅山 広勝	吳 アンナ
大石 王	大島 直也	岡田 美穂	小田陽一郎	開田恵理子	海透 修子
春日 航	上森 友樹	北村 翔	桐渕 英人	金 佑吏	草島英梨香
藏菌 侑人	倉林 秀典	栗田 彩香	河野 達樹	児玉 卓也	小堀 千絵
駒越 翔	坂田 憲亮	佐々木彩乃	佐々木智賀子	佐々木友美子	澤村 尚
重田 理絵	重森 健	篠木 美穂	渋谷 淳	自見庄太郎	隅田 優介
瀬野尾 歩	宗 雅	高原 英作	竹丸 雅志	橋 五月	繼 渉
坪井 憲司	積山 真也	中務 秀一	中村 優	長坂 信司	南保 弥生
西嶌 順子	西田 倫	西村 祐紀	西紋 まり	二宮龍之介	野守美千子
秦野 裕子	花田麻須大	原嶋亜矢子	播野 裕子	播磨 光宣	范 綾
兵頭 徹也	東山麻伊子	引網 梨奈	平野 正之	平山 泰樹	フィツヅエラルド
藤巻 弘	古川 杏奈	古林 玄	堀内 あい	本田 梓	本間 健人
前園 智美	松永 洋明	松峯 真理	松本 后代	三浦 隆洋	道永依利香
南 史歩	村上 尚来	森 正徳	森重 侑樹	森下 恵里	八木 献
矢後 博基	矢谷 美紀	山内真紀子	山尾 唯	山川 翔	山口 智彦
山崎 由佳	山城 利文	山本 勇矢	吉田 有希	吉松 英彦	

c) 2021年・2022年度の資格更新審査において不合格となった者、未承認となった者、更新猶予期間、活動休止期間が切れた者

2. 専門医資格更新申請方法

昨年度より、会員マイページから申請手続きが行えるようになりました。

会員カードを利用した受講記録の提出方法について

会員カードを用いた講習履歴は、会員マイページに反映されます。また、会員マイページからお手元の紙の受講証の控えをアップロードしてください。

会員マイページをご確認ください。

<https://mypage.sasj2.net/site/jspers/login>

会員マイページ>「専門医」>専門医更新申請

(1) 必要単位・点数

項目	機構認定専門医更新基準
	取得単位
i) 診療実績の証明	100 症例 10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位 最大 10 単位 (うち必修講習 3 単位以上)
iii) 形成外科領域講習	最小 15 単位 最大 31 単位
iv) 学術業績および診療以外の活動業績	最小 6 単位 最大 15 単位 (学術集会参加実績は 6 単位まで)
基準合計単位数	50 単位

(2) 更新基準および提出書類

①勤務実態の自己申告（必須）

勤務実態を証明する「自己申告書」として入力してください。勤務形態については、直近 1 年間の実態を記載してください。申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することができます。

②診療実績の証明（必須）

5 年間の診療実績の報告として、**形成外科診療実績記録**を入力してください。また、その間に経験した症例の中から以下の A と B 合わせて 100 症例を記載して入力してください。A のみあるいは B のみでも可とします。

A. 形成外科領域の手術実績により診療実績を示す場合

形成外科領域において、5 年間に術者あるいは指導者として執刀した症例を**手術症例一覧表**に記載して提出してください。

B. 症例一覧の提示により診療実績を示す場合

5 年間に診療した症例について、**症例一覧表**に、診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名を記載して入力してください。

上記の各項目については、下記の③の i) の更新単位として算定します。ただし、専門医更新（学会専門医での更新を含む）をすでに 3 回以上されている申請者においては診療実績 100 症例の入力は免除されます。

③更新単位 50 単位（必須）

形成外科機関認定専門医資格更新に必要な単位の算定は上記に示した i) ~ iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。

i) 診療実績の証明（10 単位）

②の診療実績の証明で入力されたものをそのまま 10 単位（10 症例/単位）として算定します。すなわち 100 症例の記録入力を 10 単位と算定します。

ii) 専門医共通講習（最小 3 単位、最大 10 単位：必修講習 3 単位以上）

形成外科機関認定専門医のみでなく、すべての**基本領域**における機関認定専門医が共通して受講する項目です。各領域で正式に認められた講習会（例：各領域の学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会など）が該当します。他の基本領域で正式に認められた専

門医共通講習も単位として算定することが可能です（例：皮膚科学会認定の専門医共通講習など）。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。E-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。日本形成外科学会では日本専門医機構のホームページにある共通講習の受講を推奨します。

なお、オンデマンド配信、E-learningなどWebでの専門医共通の受講に当たっては必ずE-testingがありますので、忘れず受講をお願いします。また、講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。

紙媒体の受講証明書については、会員マイページからアップロードしてください。

- a. **日本形成外科学会で正式に認められた共通講習**：日本形成外科学会で発行されたもの
※ 2019年4月以降、カード決済により受講された先生におかれましては、「会員マイページ～専門医」より受講確認が可能です。
- b. **医師会が主催する共通講習**：主催医師会名の明記されているもの。原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取り扱いは、日本医師会が発出する実施要綱に従ってください。
- c. **その他団体が主催する共通講習**：主催団体名、講習名の明記されているもの（2018年4月より下記講習が承認）
 - ・日本医療機能評価機構（地域フォーラム、全体フォーラム）：医療安全講習
 - ・臨床試験医師養成協議会：医療倫理講習

注：営利団体が主催・共催・後援するセミナー等は原則として認められません。
- d. **他の基本領域で認定されている共通講習等**：単位認定した基本領域名の明記されているもの
- e. **専門研修施設群（学会の認定研修施設および教育関連施設を含む）が開催する共通講習**：日本専門医機構の承認があることが分かるもの
(単位付与には日本専門医機構の承認が必要。施設の講習主催者にご確認ください)
※ 2018年3月31日以前に開催された講習は開催後主催者が発行した証明書で問題ありませんでしたが、2018年4月1日以降は機構承認が必要です。

これらの単位については、必須取得単位や項目別の大単位をよく確認のうえ、前述の単位集計表にも記載してください。

以下に専門医共通講習に該当するものを示します。

- ・医療安全（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・感染対策（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・医療倫理（必修項目：5年間に1単位以上）※臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む
- ・医療制度と法律
- ・地域医療
- ・医療福祉制度
- ・医療経済（保険医療に関するものを含む）
- ・両立支援（治療と仕事）
- ・臨床研究/臨床試験
- ・災害医療

※指導医講習については2018年より「形成外科領域講習」に含むことになりました。

iii) 形成外科領域講習（最小15単位、最大31単位）

日本形成外科学会が定める講習会等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。これらの講習会は日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会、形成外科のサブスペシャルティ学会等において開催され、受講者は受講証明書（提出用）を受講時に提出し、受講証明書（受講

者控え）を保存しておく必要があります。紙媒体の受講証明書については、会員マイページからアップロードしてください。

専門医共通講習と同様、1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。また講習会講師を担当した場合は担当した講習について2単位を付与します。當利団体が主催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにしますが、共催のセミナーについては、開催に先立って日本形成外科学会専門医生涯教育委員会で審議し、機構によって承認されたものについては算定できるものとします。

2017年度より、学会が受講として適切であると認定した場合は、ワークショップやシンポジウムなどの聴講も単位に含めることができます。この場合の認定単位は1時間以上2時間未満には1単位、2時間以上のものには2単位を付与します。

***E-learningについても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。**

iv) 学術業績および診療以外の活動実績（最小6単位、最大15単位）

算定可能な単位については、資格更新のための学術業績基準一覧表で確認してください。

(A) 学術集会出席

学術集会（地方会を含む）への参加実績は最大6単位までの算定です。

日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会	3 単位
各地区の形成外科学会学術集会、	
形成外科のサブスペシャルティ学会、国際学会等として認定された学会	2 単位
その他形成外科学会に認定された学会および研究会	1 単位

形成外科領域学術業績等記録に必要事項を記入し、**形成外科領域学術業績等証明書貼付台紙**にそれぞれの参加証明書をアップロードしてください。

(B) 学術集会発表、司会・座長

単位一覧表に記載された学会等における筆頭演者および第一共同演者としての学術発表、司会・座長についても1単位が付与されます。学会抄録集の表紙および該当ページをアップロードしてください。

(C) 論文

形成外科領域に関する査読を受けた学術論文について、筆頭著者は2単位、共著者は1単位が付与されます。対象となる学術誌は定期刊行され、日本形成外科学会の認定を受けているものに限ります。論文の写しまたは別刷をアップロードしてください。

認定された学会における筆頭演者および第一共同演者としての	学術発表・司会・座長	1 単位
形成外科領域に関する査読を受けた学術論文	筆頭著者	2 単位
	共著者	1 単位

このほかに、下記の（D）～（H）においても単位が付与されますので、ご確認ください。

- (D) 日本形成外科学会の認定を受けている学術雑誌の査読を行った場合には1論文につき1単位を付与します。査読の依頼状と査読結果を添えてアップロードしてください。
- (E) 専門医試験問題作成、試験委員・監督など専門医試験に関する業務に携わった場合、1年につき1単位を付与します。委員としての委嘱状をアップロードしてください。
- (F) 地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合、約60分で1単位（上限回数制限なし）算定します。

(G) 校医を1年以上務めた場合、2単位（5年間で上限2単位）算定します。

(H) 学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員として活動を行った場合、1年度につき下記単位を付与します。日本医療安全調査機構より認定証が発行されますので、それを証明書とします。証明書をアップロードしてください。

- ・委員長として報告書作成 3単位
- ・委員として調査委員会へ参加 2単位
- ・報告書査読等、調査へ協力 1単位

これらの単位については、すべての項目において最低単位はクリアしたうえで、総単位数算定の際は最大単位数内で加算を行い、総単位数が50となるように前述の単位集計表にも記載してください。

3. 特別な理由（海外への留学や勤務、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応

※注意※

これまでの「留保」制度が、日本専門医機構の制度下では廃止となり、下記の「活動休止」「更新猶予」に変わることとなります。

- 1) 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想できる場合
⇒事前に同理由から専門医としての活動ができないと分かっている場合
専門医の「活動休止」を申請してください。

活動休止前に、活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）と理由書を提出し、学会と機構の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。休止期間中は機構認定専門医資格を休止という形で保有できますが、機構認定専門医と称することはできません。休止期間中の診療実績や講習会受講は更新の単位として認められません。休止を希望する場合は、初回の申請で最長2年までの休止が認められますが、その後は1年単位で申請を延長することも可能です。途中月単位での切り上げは当面認めないので計画的な申請をお願いします。

休止期間明けの資格更新においては、休止期間を除く前後5年で更新基準を満たす必要があります。休止明けの更新後は5年ごとに次の更新をすることになります。

資格更新					資格更新					資格更新				
			病気療養	軽快復職										
	専門医		活動休止	専門医			専門医							
			↑ 休止申請	↑ 休止終了										
	更新単位 a			単位 b		更新単位 a+b 計 50 単位								

- 2) 更新時期になって同理由から所定の期間に更新基準を満たすことができないと分かった場合
学会専門医の「更新猶予」を申請してください。

更新猶予申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、学会と機構で審査承認された場合、1年間更新を猶予することができます。通常の専門医更新時期と同時期に申請書を提出してください。猶予期間中も機構認定専門医資格を維持することができます。この場合通常5年のところを6年目で更新できることになります。次回の更新は4年後で、次々回更新からが5年ごとの更新となります。

* 猶予期間が1年以上となることが予想される場合は休止申請にて対応してください。

資格更新		本来の資格 更新時期			次々回の 資格更新				
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
			申請	猶予					
専門医					専門医			専門医	
更新単位計 50 単位					更新単位計 50 単位			更新単位計 50 単位	
6 年間					4 年間			5 年間	

なお、公的機関での医師免許を元に専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合は、在籍証明を提出することで更新猶予申請が可能です。公的機関の一例は下記のとおりです。

- ・ 国立研究機関、独立行政法人
 - 医薬品医療機器総合機構（PMDA）
 - 日本医療研究開発機構（AMED）
 - 国立感染症研究所等
- ・ 行政機関
- ・ 国連、国際機関等
- ・ 教育機関（医療、福祉、保健、教育）、福祉療育施設

4. 上記 3. 以外の理由により規定更新単位数を満たせなかった場合

5年間で必要な単位を獲得し得ない方は専門医資格を停止しますが、続く2年で所定の単位を獲得すれば更新が可能です。なお、停止期間中は更新の資格は保有しますが、専門医資格は停止となります（専門医と標榜できない）。

その場合の提出方法は下記のとおりです。

2017 年専門医取得者で 2023 年更新予定だった場合

2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年 11 月申請書類 到着	
--------	--------	--------	--------	----------------------------------	--

↓ 書類提出期間までに書類を提出 → **未提出** → 2024 年 4 月 1 日より専門医資格停止

2024 年申請時の単位数のカウント

2019 年 無効	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年 11 月申請書類 到着
---------------------	--------	--------	--------	--------	----------------------------------

直近の 5 年間の生涯教育基準単位を提出する必要があるので、2019 年分の点数は無効になります。

5. 更新忘れに対する対応

更新を忘れ、資格喪失後 1 年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失事由発生時から起算して 1 年間の更新猶予申請を行うことができることとします。原則的に更新猶予の事後申請は受け付けられませんが、専門医生涯教育委員会で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断されたものののみ審査対象とします。

資格喪失後1年を経たものは資格を放棄したものとみなします。ただし、専門医生涯教育委員会での個別の調査と審議を経たうえで、機構で承認された場合に限り5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合があります。

6. 連続して3回以上の更新を経た専門医への対応

連続して3回以上の更新を経た専門医は診療実績の証明を更新要件から免除されることになっております。すなわち、本年度においては、新基準単位数は診療実績10単位が免除されて、必要単位数は40単位となります。ただし、形成外科診療実績記録（様式3）の提出は必須となります。

7. 現地開催での専門医更新要件に関わる講習（領域講習・共通講習）における同一時間帯での重複受講に関する取扱いについて

現地開催の学術集会での、同日同時間帯に重複する講習での完全受講による単位取得は認められません。講習単位の決済の際に以下の点にご注意ください。重複受講歴が確認された会員においては学会期間中の全ての講習受講歴が無効となりますので、ご注意ください。

ただし、ハイブリッド開催などで、同日同時間帯に設定されていた講習を（1）現地とオンデマンド、（2）オンデマンドのみで受講した場合はこれに当てはまりません。（あくまで同日同時間帯で聴くことができないはずの講習が重複していた場合、不正受講登録になるという通告です）

くれぐれも不正な受講登録は行わないよう、正しい運用をお願いいたします。

8. 身体不自由な方の更新単位について

身体不自由な方の更新単位につきましては、単位取得できない更新要件を他の単位で補うなどが可能です。専門医生涯教育委員会で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断されたもののみ対象としますので個別にご連絡ください。

9. 申請手続き方法

a. 学会事務局より該当者へは11月中旬ごろ手引きを送付いたしますが、お手元に届かない場合、下記の請求期間内に書面にて請求をしてください。

なお、請求書面には『専門医資格更新手引請求』と朱書きしてください。

《請求期間》 2023年12月1日～12月15日

b. 更新審査料30,000円（登録料10,000円を含む）申請期間になりましたら、会員マイページから会員カードで決済手続きを行ってください。

c. 書類申請期間

2023年12月1日（金）～2024年1月15日（月）

会員マイページより、申請手続きを行ってください。現在は編集・追加は可能ですが、申請はできません。詳細は11月に更新申請者宛てに送付する手引きでご案内します。

d. 問合せ先

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9階
一般社団法人日本形成外科学会 専門医生涯教育委員会 宛

10. 専門医更新審査の時期と結果通知について

2024年2月初旬に実施の予定です。審査結果は、機構認定専門医においては、専門医生涯教育委員会での審査報告をもって専門医機構が資格を認定、登録後、認定証を交付します。

注記

なお、下記の場合は専門医生涯教育委員会で審査し、日本専門医機構承認のうえ資格を剥奪することがあります。

1) 資格の停止

・学会における会員資格が停止されたとき（停止の期間：会員資格停止期間）

2) 資格の喪失

・領域学会における会員資格を喪失したとき

3) 資格の取消

・機構専門医の申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または、重大な誤りがあったとき。

機構専門医資格の停止、喪失、または取消となった者は機構の専門医登録簿から削除されます。また、機構専門医資格の停止、喪失、または取消となった者は機構専門医認定証をすみやかに返還する必要があります。